

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakeaikei.co.jp
URL <http://www.nagatakeaikei.co.jp/>

社内紹介コーナー

〔 今月号でご紹介する社員は、内山留菜です。 〕

初めまして。内山です。
4月に入社したばかりで、
毎日少し緊張しながら研修
に取り組んでいます。「い
つも笑顔」で頑張りますの
で、宜しくお願いします！



内山 留菜
入社1年目
18歳

社員よりのコメント

山田：おとなしそうに見える反面、しっかりとした性格が見受けられます。会社では、眼鏡をかけていますが、これは魔よけ（男性社員）でしょうか？

もう私の娘でもおかしくない年齢なので、父親のように温かい目で、接して育てたいと思います。

山口：かわいらしい後輩が入社してきました。仕事中は眼鏡ですが、眼鏡をとると一段とかわいらしくなります。新しい環境にとまどいや不安などあると思いますが、早く慣れて楽しく仕事をしてほしいと思います。

秋山：見た印象通りのかわいらしい人で、繁忙期の忙しい中癒されています。おっとりしていますが試算表入力が速く今後の永田会計を担う中心的存在になってくれるのではないかと期待しています。がんばってください！

健康保険・介護保険の料率変更のお知らせ

平成23年3月分（4月納付分）より、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の健康保険料率、介護保険料率が改正されます。

改正後の保険料率については下記の通りです。

<健康保険料>	95.3/1,000	47.65/1,000	47.65/1,000
合計		被保険者負担分	事業主負担分
<介護保険料>	15.1/1,000	7.55/1,000	7.55/1,000
合計		被保険者負担分	事業主負担分

健康保険料率、介護保険該当者の健康保険料率（健康保険＋介護保険）が変更となりますので、給与計算の際には十分に気をつけて変更処理をお願いいたします。

義援金寄付には税の優遇があります

● 個人の方が義援金等を寄附した場合

義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となり、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

※ 特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。



「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等。
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの。
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等。
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等。
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの。



● 法人が義援金等を寄附した場合

義援金等が「国等に対する寄附金」、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金となります。

「国等に対する寄附金」には、個人の「特定寄附金」としてあげました①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には④に掲げる義援金等が該当します。

● 寄附金控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表14（2）「寄附金の損金算入に関する明細書」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注） 上記の内容は、平成23年3月18日現在の法令等に基づいて作成しています。